



2021年7月28日

各 位

会社名 トーカロ株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 三船 法行
(コード番号 3433 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 後藤 浩志
電話番号 078 - 303 - 3433 (代)

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社は、2018年2月19日付で嘱託契約者1名（原告）から東京地方裁判所に賃金未払請求の訴訟を受けておりました。本件については、一審、控訴審ともに当社が勝訴いたしましたが、原告から2021年3月9日付で最高裁判所に上告状兼上告受理申立書が提出されておりました。今般、最高裁判所から下記の通り上告棄却及び上告不受理の決定があり、勝訴が確定いたしましたのでお知らせします。

記

1．最高裁判所判決

2021年7月26日 最高裁判所 第一小法廷

- (主文) 1.本件上告を棄却する
2.本件を上告審として受理しない
3.上告費用および申立費用は上告人兼申立人の負担とする

2．これまでの経緯

2018年2月19日に東京工場の嘱託契約者1名が、正社員と比べ基本給、賞与等について格差があるとして、旧労働契約法20条違反を主張し、約480万円の損害賠償等を求める提訴がありました。これを受けて当社としては、仕事の違い、人事制度上の契約内容の違い、実際の運用の妥当性等を説明し処遇は不合理でないと反論してまいりました結果、一審、控訴審ともに当社の主張が全面的に認められ勝訴しております。

(一審判決)

2020年5月20日 東京地方裁判所 民事第19部 当社勝訴(原告の請求は棄却)

(控訴審判決)

2021年2月25日 東京高等裁判所 第24民事部 当社勝訴(本件控訴は棄却)

3．影響について

- ・本件は、訴訟の際に一部マスコミ報道もありましたので、お取引先等関係各位への誤解を解消する必要もあり、開示させていただくことといたしました。
- ・当社としては、引き続き適正な人事運営を行ってまいります。

以上